

### 建築確認申請を要する建築物

建築基準法第6条 第1項各号の区分	建築物の種類別	工事種別	確認を要する 建築場所
1号	建築基準法別表第1(イ)欄の特殊建築物 <sup>※1</sup> で床面積の合計が100㎡を超えるもの。	建築、大規模の修繕、大規模の模様替	全地域
2号	木造で <ul style="list-style-type: none"> <li>①階数が3以上のもの</li> <li>②延べ面積が500㎡を超えるもの</li> <li>③高さが13m、軒の高さが9mを超えるもの</li> </ul>	同上	
3号	木造以外で <ul style="list-style-type: none"> <li>①階数が2以上のもの</li> <li>②延べ面積が200㎡を超えるもの</li> </ul>	同上	
4号	1号から3号以外のもの	建築	都市計画区域及び要確認指定区域
1. 防火、準防火地域外での増築、改築、移転で床面積10㎡以内のものは確認を要しない。 2. 防火地域外に建築する非常災害による応急仮設建築物は用途、規模により確認を要しない。 3. 工事用仮設建築物は確認を要しない。 4. 都市計画区域内に4号建築物の確認除外区域が指定されている場合がある。 5. 増築することによって、1号～3号の規模となる場合は、1号～3号の建築物として取扱われる。			

※ 1(例：病院、共同住宅、ホテル、飲食店、物品販売店、倉庫、自動車車庫など)